（その１）

収支報告書

平成27 年分
（　　開催分）

（ふりがな）	しばやままさひこ　こうえんかい
1 政治団体の名称	しばやま昌彦後援会
2 主たる事務所の所在地	埼玉県所沢市小手指町2-12-4
（アパート・マンション名）	ユーケー小手指101号室
3 代表者の氏名	（姓）宇佐美　（名）保政
4 会計責任者の氏名	（姓）大塚　（名）隆浩
事務担当者の氏名	（姓）野上　（名）敦史
（電話）	04-2924-5100
（電話）	
（電話）	

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）柴山　（名）昌彦
公職の種類（現職・候補者の別）	（現職）衆議院議員
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

埼玉県 収受 28.5.27 選挙管理委員会

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

平成/0/13/

1284/209688/27

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	6,785,620
（前年からの繰越額）	2,277,616
（本年の収入額）	4,508,004
支　出　総　額	2,223,536
翌年への繰越額	4,562,084

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	927,500
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	258

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	3,580,339	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3,580,339	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	3,580,339	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	165	
	合　　計	165	

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
1	武田信介	100,000	H27/1/5	埼玉県三芳町上富287番地	農業 会社員	
2	本橋孝義	100,000	H27/1/26	埼玉県所沢市若松町852	会社役員	
3	川内章裕	200,000	H27/1/30	東京都豊島区池袋3丁目5番4	医師	
4	倉片良子	20,000	H27/3/14	埼玉県所沢市西所沢1丁目4番20	会社役員	
5	鈴木隆男	30,000	H27/4/3	埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞2丁目1番4	会社役員	
6	武田信太郎	100,000	H27/5/20	埼玉県三芳町上富287番地	農業	
7	吉田孝之	100,000	H27/6/12	埼玉県所沢市南永井965番2	会社役員	
8	川内章裕	200,000	H27/6/27	東京都豊島区池袋3丁目5番4	医師	
9	大舘信夫	100,000	H27/7/18	埼玉県所沢市小手指元町2丁目11番4	会社役員	
10	今井和男	20,000	H27/7/29	東京都港区西新橋1丁目7番13号 ～門イーストビルディング	弁護士	
11	栗林建國	10,000	H27/8/5	埼玉県所沢市小手指町4丁目11番8	会社員	
12	越阪部国昭	500,000	H27/9/28	埼玉県所沢市牛沼447番地	農業	
13	石川和男	40,000	H27/9/30	東京都港区赤坂2丁目14番5-7F	団体役員	
14	吉田武夫	10,000	H27/10/6	所沢市並木8丁目7番3-1104	医師	
15	倉片まや子	10,000	H27/10/22	埼玉県所沢市西所沢1丁目4番20	医師	
16	倉片長門	10,000	H27/10/22	埼玉県所沢市西所沢1丁目4番20	医師	
17	倉片良子	10,000	H27/10/22	埼玉県所沢市西所沢1丁目4番20	会社役員	
18	原島恵知夫	10,000	H27/11/19	埼玉県所沢市下富1039番2	団体役員	

訂正箇所により（訂正）削除・追加
年月日 28.6.16 会計責任者印

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
19	土田善之	10,000	H27/12/4	埼玉県所沢市小手指町3丁目19番1-R212	会社員	
20	小原喜雄	1,000,000	H27/12/25	東京都港区六本木5丁目15番21-602	弁護士	
21	武田信太郎	500,000	H27/12/28	埼玉県三芳町上富287番地	農業	
22						
23						
	その他の寄附	500,339				
	合計	3,580,339				

訂正願により訂正・削除
年月日 28.6.16
会計責任者印

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	208,717	0	
小計	208,717	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	2,014,819	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	2,014,819	0	
合計	2,223,536		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	郵送料	15,145	H27/2/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目3番2	
2	郵送料	79,005	H27/4/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目3番2	
3	FAX代	87,057	H27/4/24	株式会社アストック	埼玉県所沢市榎町8番12-2F	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	27,510				
	合計	208,717				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					大会・行事費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	舞台花代	30,000	H27/3/25	有限会社所沢園芸センター	埼玉県所沢市旭町27番16	ところざわ未来フォーラム
2	弁当代	22,050	H27/3/25	観	埼玉県所沢市南住吉9-16	ところざわ未来フォーラム
3	附属設備代	43,300	H27/3/27	公益財団法人所沢市文化振興事業団	埼玉県所沢市並木1丁目9番1	ところざわ未来フォーラム
4	施設利用料	62,500	H27/3/27	公益財団法人所沢市文化振興事業団	埼玉県所沢市並木1丁目9番1	ところざわ未来フォーラム
5	チラシ代	589,680	H27/4/4	株式会社ヒロセスタジオ	埼玉県入間市東藤沢3丁目14番3	ところざわ未来フォーラム
6	中継カメラ代	134,460	H27/4/13	ダスキンレントオール所沢イベントセンター	埼玉県所沢市松郷89番35	ところざわ未来フォーラム
7	看板代	142,560	H27/4/13	ヒライプロセス株式会社	埼玉県さいたま市北区東大成町2丁目368番5	ところざわ未来フォーラム
8	無線機レンタル代	38,664	H27/4/13	ウェッジ株式会社	京都府京都市南区吉祥院清水町2番地	ところざわ未来フォーラム
9	お弁当代	138,600	H27/6/25	有限会社勝田食品	東京都品川区中延5丁目6番3	しばさくら国会見学会
10	バス代	338,520	H27/6/26	株式会社所沢観光バス	埼玉県所沢市南永井936番21	しばさくら国会見学会
11	卵代	13,500	H27/7/6	有限会社稲見商店	栃木県大田原市上奥沢587番2	しばさくら国会見学会
12	懇親会代	64,440	H27/7/16	かどや	埼玉県入間郡三芳町上富1167番地	3しばワンクラブ役員懇親
13	木炭等消耗品	11,139	H27/8/28	株式会社LIXILビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1	大井しばワンクラブ バーベキュー懇親
14	飲料代	14,239	H27/8/29	株式会社ベルク	埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番	大井しばワンクラブ バーベキュー懇親
15	肉代	20,304	H27/8/29	肉の萩原支店	埼玉県川越市清水町14番29	大井しばワンクラブ バーベキュー懇親
16	飲料代	25,000	H27/8/31	有限会社島金商店	埼玉県ふじみ野市亀久保3丁目8番29	大井しばワンクラブ バーベキュー懇親

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					大会・行事費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
17	利用料	183,600	H27/10/31	有限会社網さだ	東京都江戸川区江戸川4番4	三山会 靖国神社視察会
18	参拝代	16,000	H27/10/31	靖国神社社務所	東京都千代田区九段北3丁目1番1	三山会 靖国神社視察会
19	バス代	83,380	H27/12/25	有限会社日邦観光	埼玉県所沢市若狭3丁目2351番1	三山会 靖国神社視察会
20						
21						
	その他の支出	42,883				
	合計	2,014,819				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　27日

政治団体の名称　しばやま昌彦後援会

会計責任者の氏名　大塚　　隆浩　　

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２８年５月２５日

しばやま昌彦後援会
代表　　宇佐美　保政　　殿

登録政治資金監査人　九貫克博
登　録　番　号　　第　２３７１　号
研修終了年月日　　平成２１年５月２５日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、しばやま昌彦後援会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

（４）　この政治資金監査は、しばやま昌彦後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。なお領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

しばやま昌彦後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、しばやま昌彦後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上